



鳥取県公報

令和元年 10 月 10 日 (木)
号外第 44 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	星空保全地域の指定予定（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	星空保全照明基準の設定予定（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公 告

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、星空保全地域として指定する予定であるので、同条第3項において準用する同条例第9条第3項の規定により公告し、当該星空保全地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全地域の指定の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
倉吉市関金町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定しようとする区域
平成17年3月22日市町合併前の関金町の区域の全部
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
(1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
(2) 鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課（倉吉市東巖城町2）
(3) 倉吉市企画産業部環境課（倉吉市葵町722）
(4) 倉吉市総務部関金支所（倉吉市関金町大鳥居193-1）
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間
令和元年10月10日から同月23日まで
- 5 意見書の提出場所
鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、星空保全照明基準を定める予定であるので、同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
倉吉市関金町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の案の概要
屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具及び広告物照明器具について、次のとおり基準を定める。
 - (1) 屋外照明器具
ア 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
イ その他照射の方向について基準を定める。
ウ ナイター照明器具の使用は、午後10時までとすること。
 - (2) 建築物等を照射する照明器具
ア 必要最小限の箇所に設置して使用すること。
イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
 - (3) 広告物照明器具
ア 照射の方向について、広告物を外部から照射する場合における要件等を定める。
イ その他輝度について基準を定める。
 - (4) 一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具
ア 午後10時までの使用とすること。

イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。

3 星空保全照明基準の案の縦覧場所

- (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
- (2) 鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課（倉吉市東巖城町2）
- (3) 倉吉市企画産業部環境課（倉吉市葵町722）
- (4) 倉吉市総務部関金支所（倉吉市関金町大鳥居193-1）

4 星空保全照明基準の案の縦覧期間

令和元年10月10日から同月23日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）